



2018年5月25日

各 位

会社名 日清紡ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 河田 正也
(コード番号: 3105 東証、名証各第一部、札証、福証)
問合せ先 IR 広報グループ (TEL 03-5695-8854)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2018年6月28日開催予定の当社第175回定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

当社は、事業年度を毎年4月1日から翌年3月31日までと定めていますが、グループ内で決算期を統一することで、グローバルな事業運営の効率化および経営情報の適時・的確な開示による経営の透明性の向上を図るため、当社の事業年度を毎年1月1日から12月31日までに変更いたしたく、現行定款第11条、第12条、第35条および第37条に所要の変更を行うものです。

また、事業年度の変更に伴い、第176期事業年度は、2018年4月1日から2018年12月31日までの9か月間となるため、経過措置として附則を設けるものです。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日： 2018年6月28日（予定）

定 款 変 更 の 効 力 発 生 日： 2018年6月28日（予定）

以上

(下線は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(基準日) 第11条 当社における定時株主総会の議決権の基準日は、毎年<u>3</u>月31日とする。</p> <p>2. 【記載省略】</p> <p>(招 集) 第12条 当社の定時株主総会は毎年<u>6</u>月に招集する。</p> <p>2. 【記載省略】</p> <p>(事業年度) 第35条 当社の事業年度は毎年<u>4</u>月1日から<u>翌年3</u>月31日までの1年とする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第37条 当社の期末配当の基準日は、毎年<u>3</u>月31日とする。</p> <p>2. 当社の中間配当の基準日は、毎年<u>9</u>月30日とする。</p> <p>3. 【記載省略】</p>	<p>(基準日) 第11条 当社における定時株主総会の議決権の基準日は、毎年<u>12</u>月31日とする。</p> <p>2. 【現行どおり】</p> <p>(招 集) 第12条 当社の定時株主総会は毎年<u>3</u>月に招集する。</p> <p>2. 【現行どおり】</p> <p>(事業年度) 第35条 当社の事業年度は毎年<u>1</u>月1日から<u>12</u>月31日までの1年とする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第37条 当社の期末配当の基準日は、毎年<u>12</u>月31日とする。</p> <p>2. 当社の中間配当の基準日は、毎年<u>6</u>月30日とする。</p> <p>3. 【現行どおり】</p>
<p>【新 設】</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(第176期事業年度の期間) <u>第1条 第35条の規定にかかわらず、第176期事業年度は、2018年4月1日から2018年12月31日までの9か月とする。</u></p> <p>(第176期事業年度の中間配当の基準日) <u>第2条 第37条第2項の規定にかかわらず、第176期事業年度の中間配当の基準日は、2018年9月30日とする。</u></p> <p>(附則の有効期間) <u>第3条 前二条及び本条は、2018年12月31日まで有効とし、同日の経過をもって削除する。</u></p>